



第2回 ルール・マナーのみえる化検討部会

保険関連

2016.1.21 (木)
18 : 00-20 : 00

1. 自転車向け保険に関する 社会的ニーズの高まり





5つの「見える化」

自転車
走行環境の
「見える化」

- 面的な整備によるネットワークの構築
 - 最も安全な車道左側通行の徹底
(自転車走行推奨帯を中心とした整備)
 - 走る場所と注意喚起
(ピクトグラム等の路面表示によりルールを体感)

ルール・
マナーの
「見える化」

- 「知る」+「見える(わかる)」=「守る」
そして「備える」(保険加入)
- 何がなぜ危険かを納得と理解
- あらゆる階層に受講機会を設けた
教育プログラムの構築
(京都サイクルパス制度(仮称)の創設)
- 自転車向け保険加入の義務化

自転車
駐輪環境の
「見える化」

- 駐輪場の整備, 運用の改善
(量から質へ)
- 駐輪場の情報提供の充実
(位置, 利用状況)
- 撤去の維持と強化
(撤去区域の拡大等)

一定の安全環境を担保

自転車
観光の
「見える化」

- 民間による観光型レンタサイクルの
発展支援
- 民間事業者同士の連携検討
- わかりやすい走行環境の整備

自転車
関連施策の
「見える化」

- 関連施策との積極的な連携促進
●健康・福祉・環境など

【京都新自転車計画】ルール・マナーの「みえる化」

■6W1Hの考え方で年齢や時どきにあった啓発・教育を実施

「知る」+「みえる（わかる）」=「守る」

知る

- 知る・学ぶ機会の提供
- 年齢等の段階に応じた啓発・教育



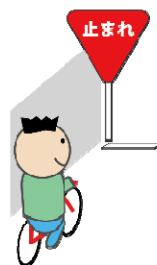
みえる
(わかる)

- 何がなぜ危険かの納得と理解



守る

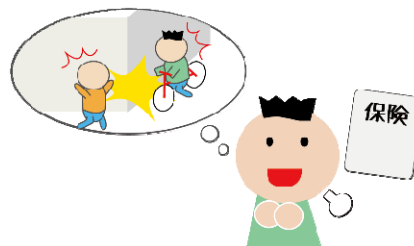
- まちなかでの実践



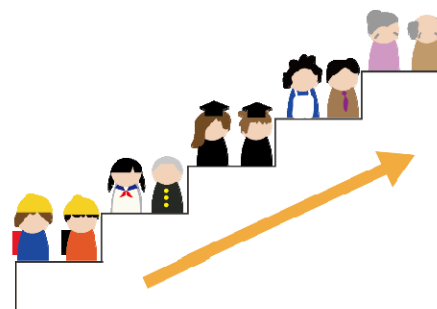
「備える」

備える

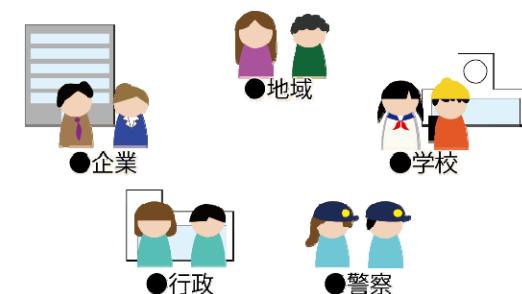
- 自転車向け保険加入の義務化



○生涯学習プログラムの構築

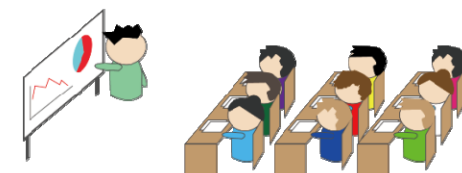


○警察や地域・企業等との連携・協力



○自転車の交通安全教育の指導者の育成

- ・自転車安全利用推進企業制度の創設
→従業員への交通安全教育等を通じ、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業等を募る制度



○京都サイクルパス制度（仮称）の創設



- ・自転車安全利用教育の受講者に駐輪場の割引等の特典を設け、受講意欲・安全への意識を高める制度

歩行者・自転車の安全確保

事故予防（安全）

事故対策（安心）

自転車でも重大な事故・賠償問題を起こしうる

■昨今の自転車事故による高額賠償事例



損害額	被害者	事故概要
約9,500万円 (平成25年 神戸地裁)	62歳女性 (寝たきり)	<u>＜自転車対歩行者＞</u> 男子小学生(11歳)が帰宅途中、マウンテンバイクで歩道と車道の区別のない道路において、散歩していた女性に気づかず正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。
約9,300万円 (平成20年 東京地裁)	24歳男性 (後遺障害1等級) ⇒言語機能 の喪失	<u>＜自転車対自転車＞</u> 男子高校生が昼間、交差点において、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道に斜めに横断し、対向車線を自転車(ロードレーサー)で直進してきた男性会社員と衝突。

●京都市の状況

平成26年11月

左京区の府道の歩道で女子大学生が運転する自転車に高齢者がはねられ、死亡する事故があった。

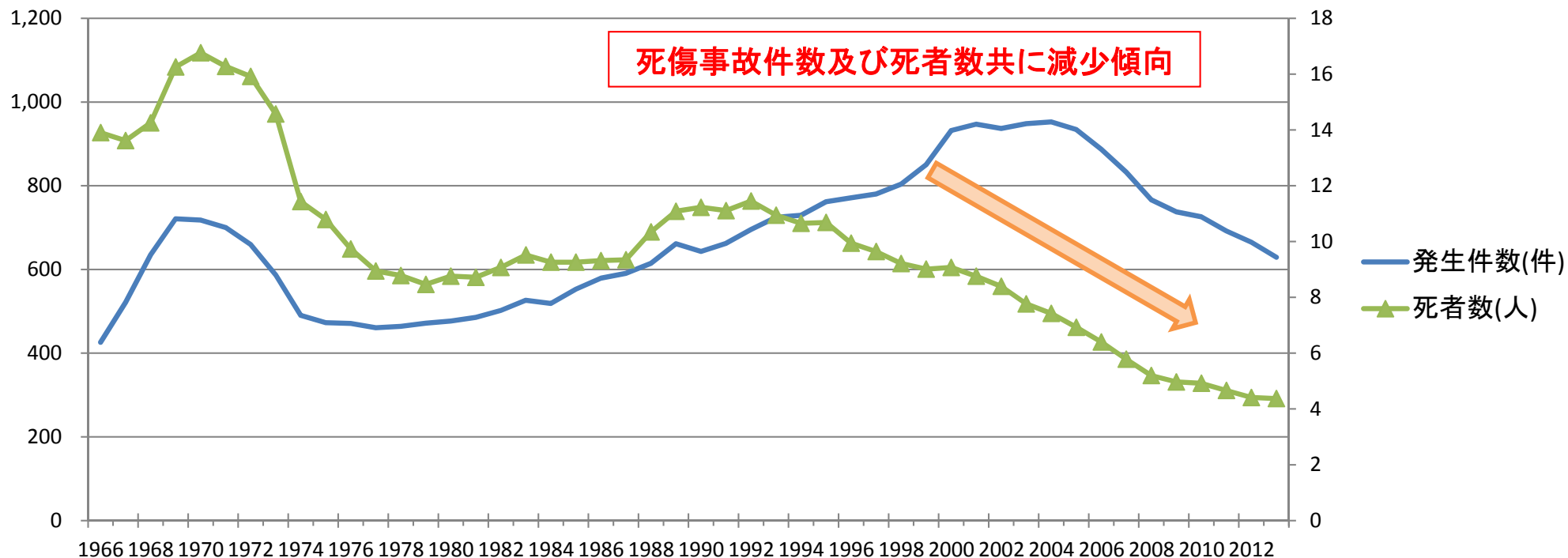
全国的に交通事故件数・死者数は減少している



■交通事故の状況(全国)

死傷事故件数(千件)

死者数(千人)



1970-1980年

舗装・ガードレール・
歩道橋等の整備

1981-1991年

走行台数の続進

1992-2003年

シートベルト着用
向上等

2004年～

科学的分析による
集中的対策出典：平成26年警察白書統計資料
5-3 交通事故発生状況の推移

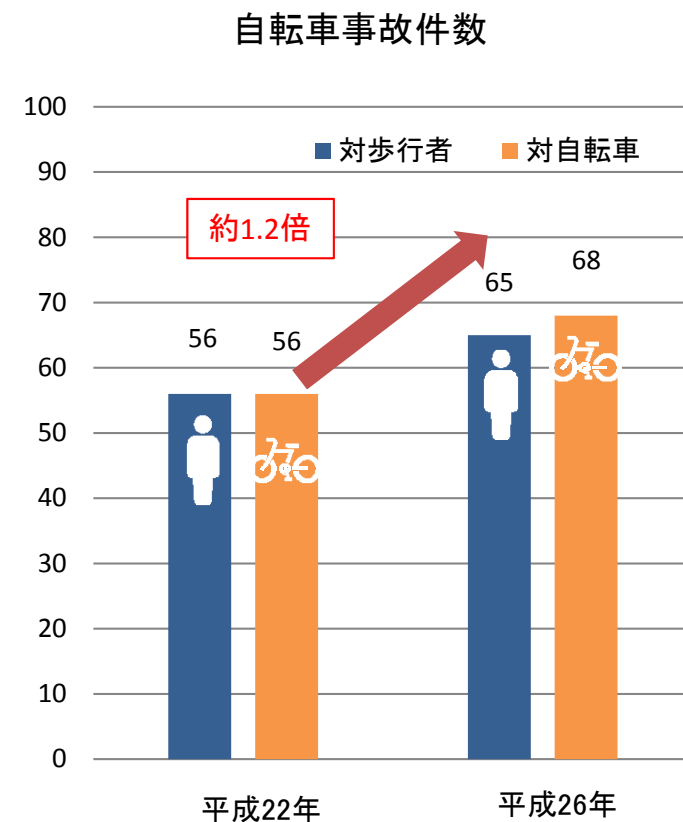
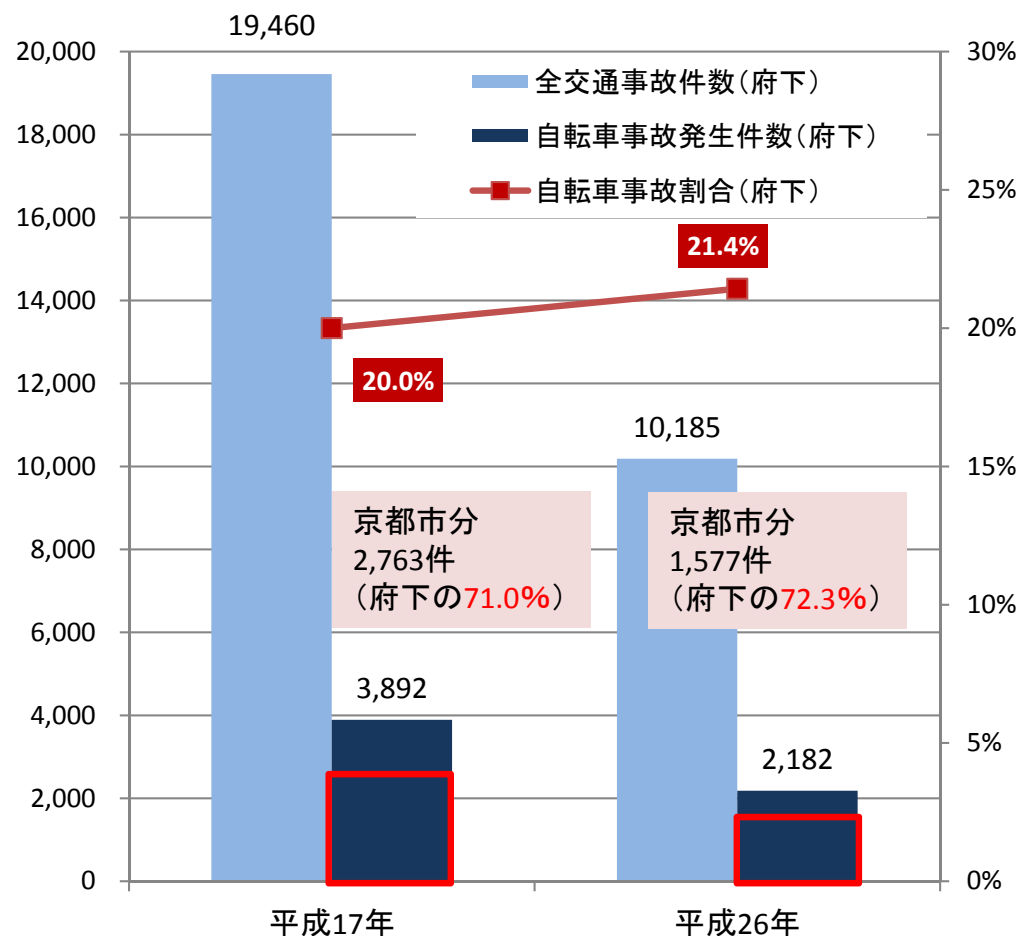
自転車の事故における対歩行者・対自転車の増加



■交通事故の状況（京都府）

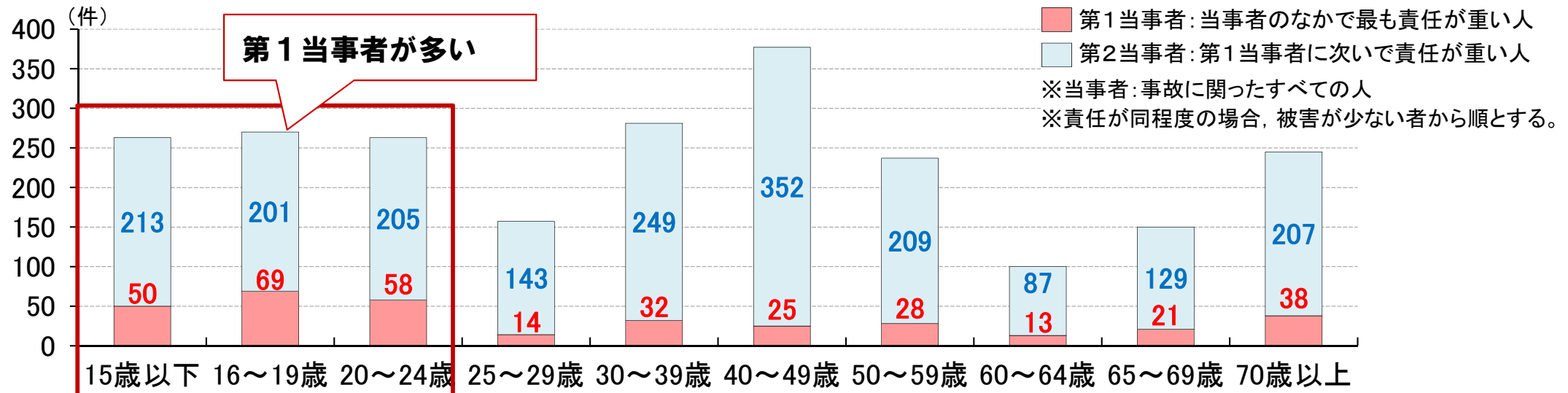
○市下の自転車事故件数が、府下の約70%を占めている。

○自転車事故の総数は減少しているが、対歩行者及び対自転車の事故は増加している。



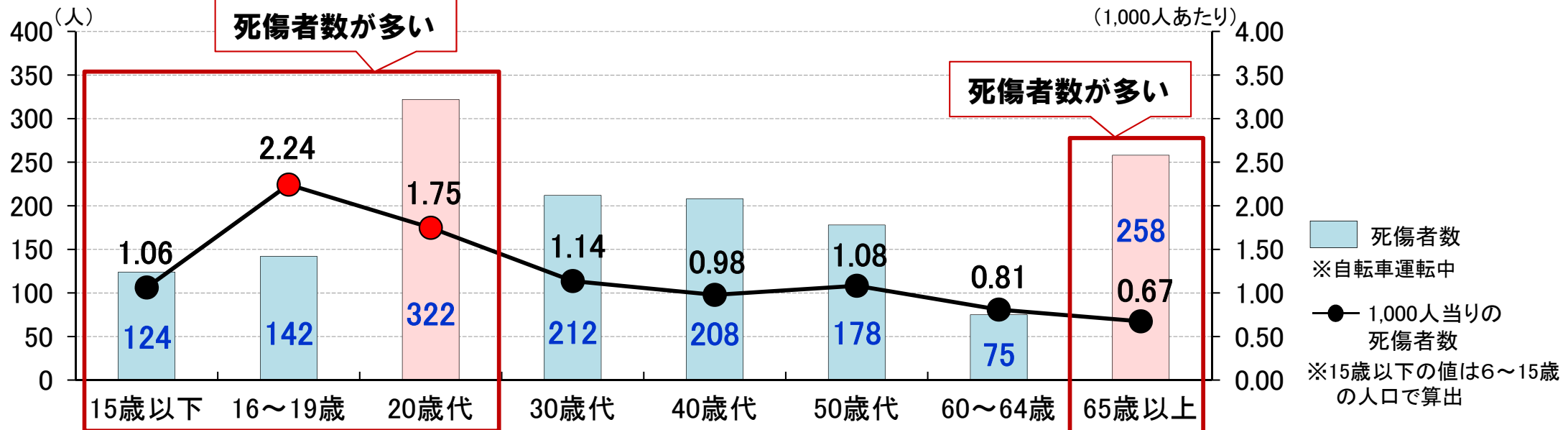
出典：京都府警

事故を起こす割合が高いのは若年層



第1・第2当事者別年齢層別発生状況（京都府：平成26年）

出典：H26年交通統計 京都府警察本部



年齢層別死傷者数（京都市：平成26年）

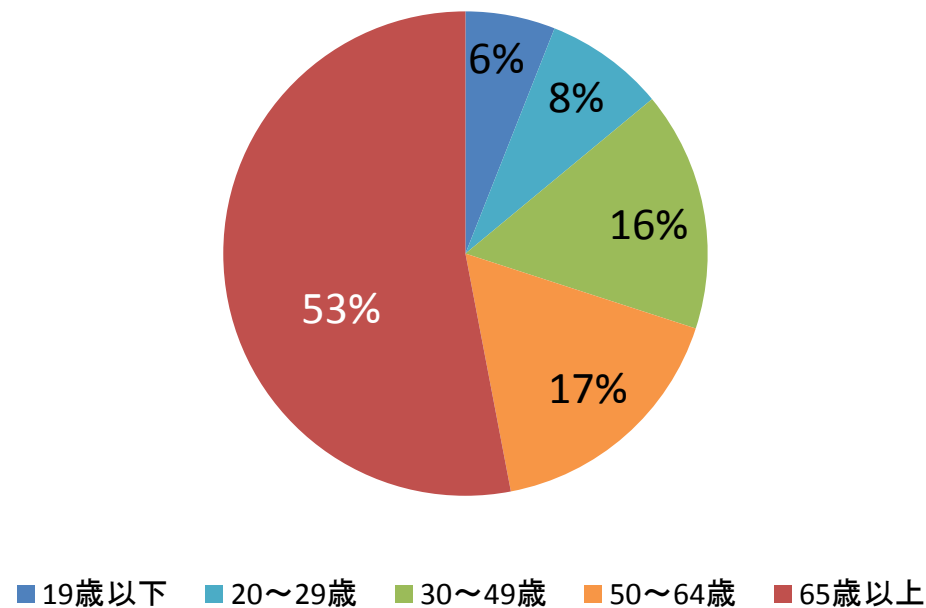
出典：H26年交通統計 京都府警察本部
人口は住民基本台帳（H26.10）

身体能力の低下する高齢者の死亡事故が多い

■年齢別の事故の傾向

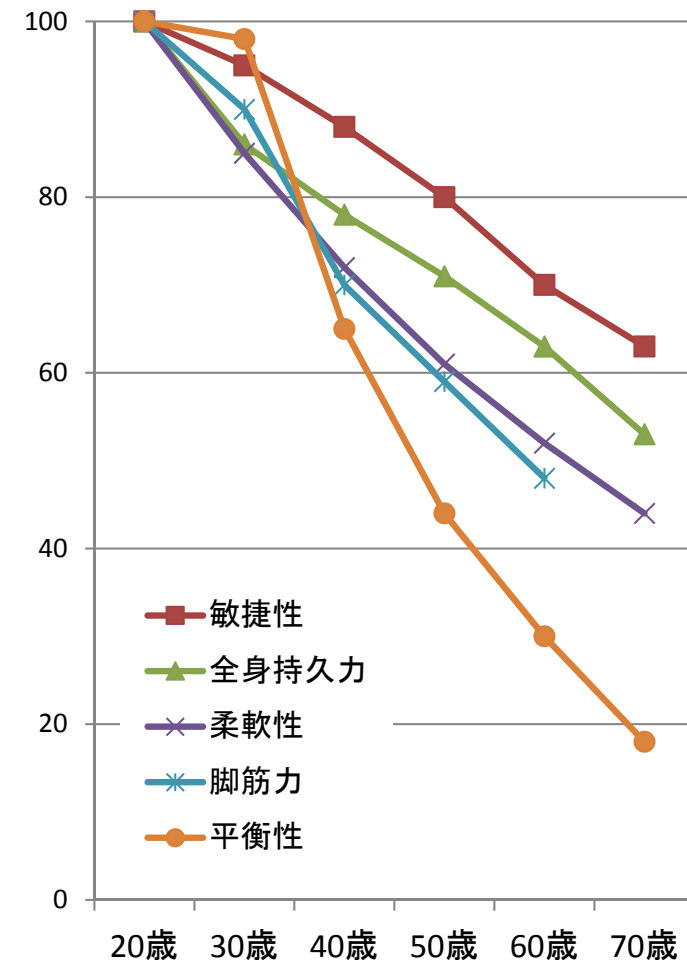
⇒死亡事故の約半数は高齢者(65歳以上)
加齢すればするほど、身体能力の低下が著しい

年齢層別死亡事故発生状況(全国, 平成25年)



出典：警察庁

加齢による体力の低下

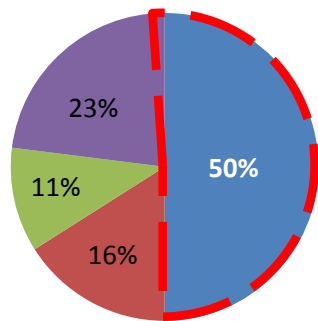


出典：シマノ『サイクリンググッド』vol.3

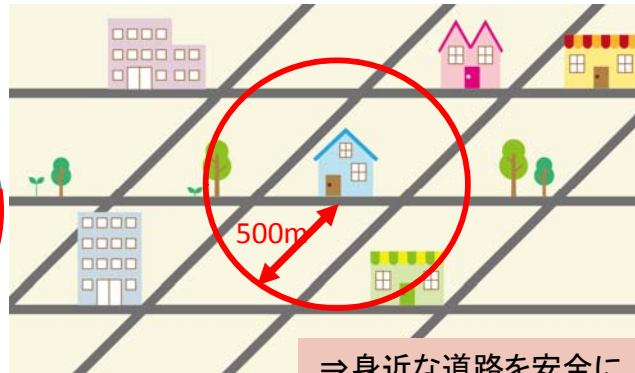
交通事故が起きやすい身近な道路・自転車性能の向上による懸念

■生活道路における交通事故の現状

歩行中・自転車乗車中の死者の半数が
自宅から500m以内の身近な道路で発生



■ 500m以内 ■ 1km以下 ■ 2km以下 ■ 2km経過



⇒身近な道路を安全に

出典：国土交通省 生活道路をとりまく環境

<京都市の道路の特徴>

○細街路が多い

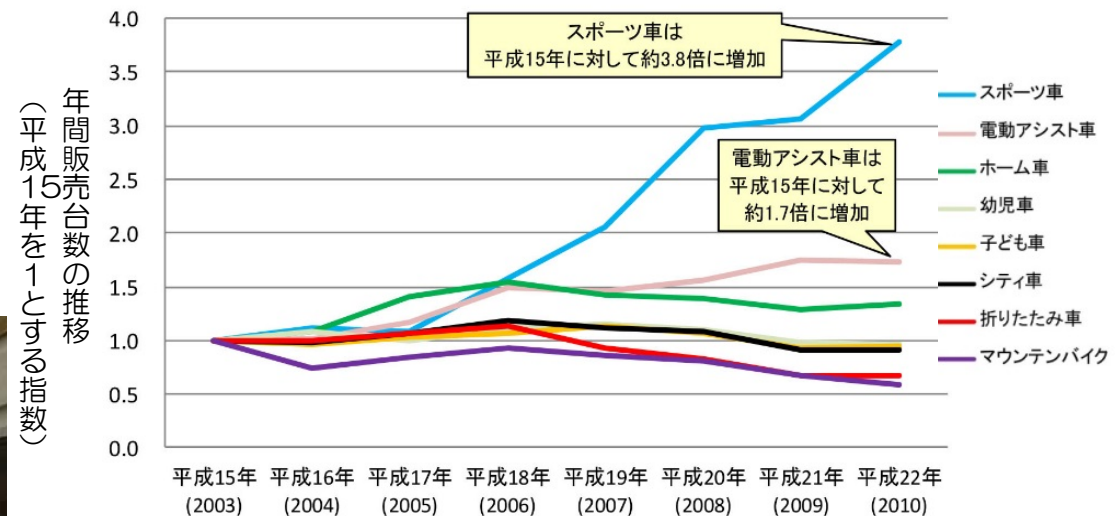


■自転車の質の向上

○自転車の保有台数は増加傾向

○昨今の自転車ブームもあり、スピードの出るスポーツ車が増加

⇒スピードの出る自転車と衝突した場合、被害者が
重症化するリスクが大きい。



国内における自転車の車種別販売台数の伸び率（年間1店あたり）

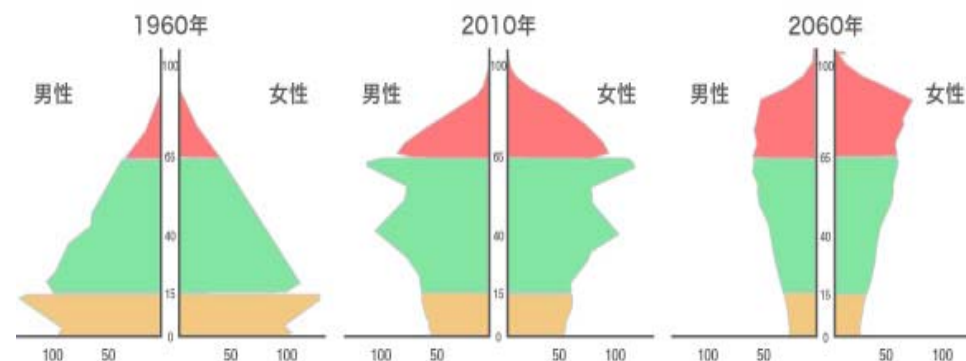
出典：自転車国内販売動向調査（(財)自転車産業振興協会）

加速する日本の高齢化

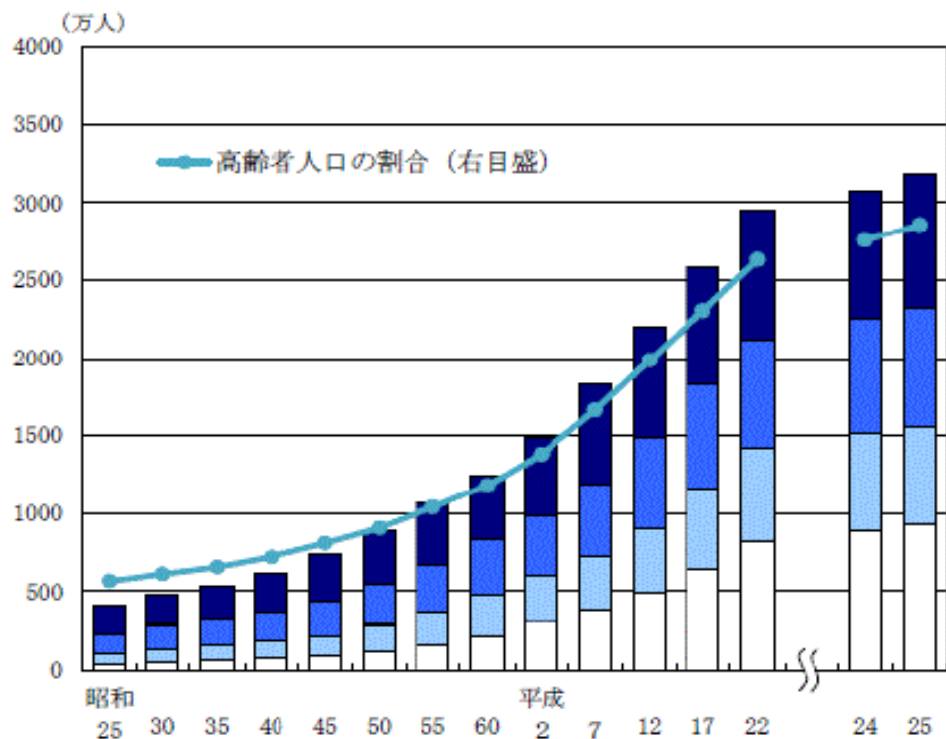
○人口ピラミッドの変化(若年層が減少し、高齢者が増加)
○京都市では、平成6年に高齢社会、平成19年に超高齢社会を迎えた。(平成26年:26%)

※総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率という。
高齢化率による分類
高齢化社会(高齢化率7%)→高齢社会(同14%)→超高齢社会(同21%)

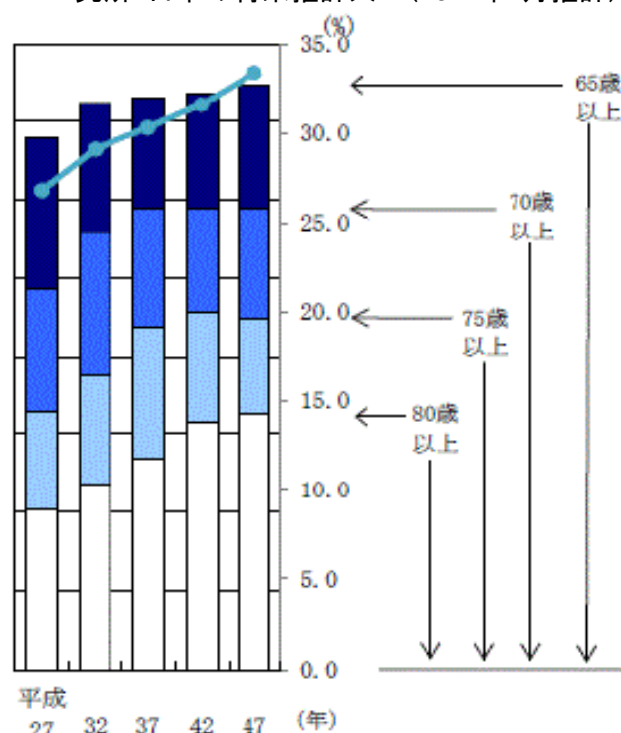
人口ピラミッドの変化



日本の人口推移



出典:1960年及び2010年は総務省「国勢調査」, 2060年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」



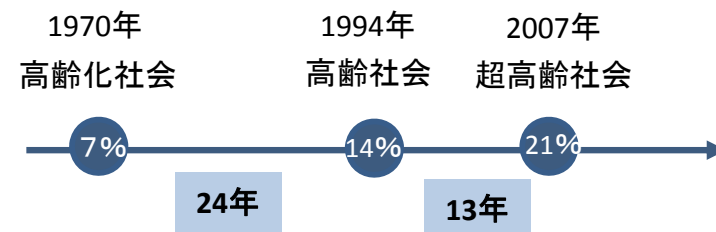
出典:総務省統計局「高齢者の人口」



世界に類をみない超高齢社会 日本

■諸外国に比べ高齢化速度が速い

○高齢化速度が速い日本⇒
世界のどの国も経験したことのない超高齢社会を迎えている



高齢化速度【高齡化社会（7%）から高齡社会（14%）】の国際比較

	1860	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010
日本 												24				
フランス 																
スウェーデン 																
ドイツ 																
イギリス 																
イタリア 																
アメリカ 																

出典：健康長寿ネット「高齢化速度の国際化比較」をもとに作成

歩行者優先の歩くまちの推進へ

■クルマ優先の基盤整備の代償

これまで

健康な人及びクルマ優先（中心）の交通政策

皆が元気に活躍できることを前提にクルマ優先で整備された

+

現状

歩道において、幅員の狭さ、段差、波うち、真ん中に電柱があるなど歩行者などが利用しにくい空間がある。
特に、運動能力や判断能力の低下した高齢者には、大きな障害となっている。



これから

歩行者優先の歩くまち京都の推進



目指せスマート・サイクルユーザー

走行環境の整備

平成28年度から順次整備



○昨今の環境の変化に合わせ、21世紀型ユニバーサルデザインへの転換

○利用者の走行位置を明示し、本来車両の一つである自転車を歩道から車道に誘導

○事故発生時
加害者のための賠償資力担保
被害者救済のための損害賠償請求への対応

○自転車利用者への
ルール・マナーの周知徹底

スマート・サイクルユーザーの増加



インセンティブ 規制・罰則

走行環境及びルール・マナーを周知徹底をしても、なお無謀な運転者への対応

ルール・マナーの
周知徹底
本部会で検討予定

2. 自転車向け保険のありかた



自転車保険の種類と補償範囲

○自転車利用により抱えるリスクとは

■対応する保険

・・・大きく分けて2種

自動車及び自転車事故を
補償する保険について

自転車 

自動車 

傷害保険(自分)

●自分がケガをする



傷害保険

任意

任意

自転車事故と保険 - 日本損害保険協会HPより

賠償責任保険(対人・対物)

●他人にケガをさせる



●財物を壊す(損害を与える)



賠償責任保険

任意

自賠責保険
※

任意

昨今の自転車事故による高額な賠償事例に対応するには、

自転車賠償責任保険等(共済を含む)への加入を促す仕組みが必要

※交通事故による被害者を救済するため法律(自動車損害賠償保障法)に基づき、すべての自動車に加入することが義務付けられている強制保険。

推奨要件（案）

現状

- 市民はどの自転車賠償責任保険に加入していいかわからない。
- 加入していても、どういう補償内容がふさわしいかわからない。

⇒市民に適切な補償内容を知るための基準がわかるよう、推奨要件が必要

■推奨要件



I 賠償責任補償限度額（対人・対物） 1億円

昨今の高額賠償事例に対応



II 示談代行サービスあり

被害証明や損害賠償額の認定などを、個人で行うには負担が大きいため、専門家による代行が必要

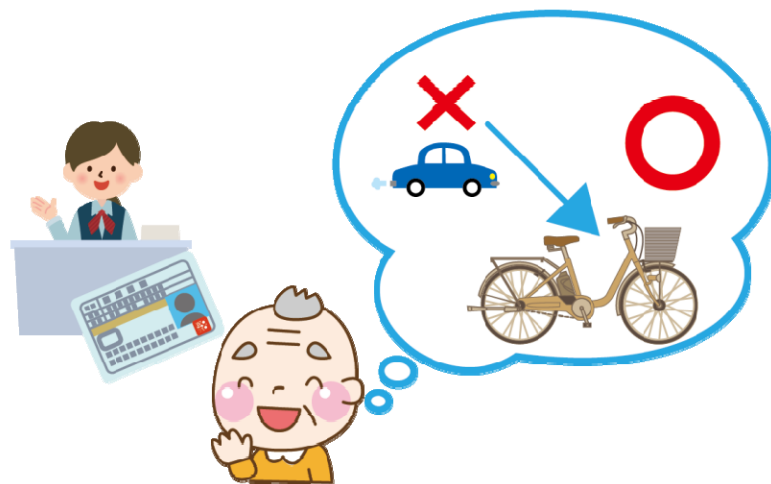
推奨要件（案）

■ 推奨要件



Ⅲ 賠償補償に後遺障害の制限なし

片目のみの失明，片足のすべての足指の欠損は
後遺障害第8級に該当し，補償を受けられない保険もある



Ⅳ 年齢制限なし

免許を返納した高齢者の足として，自転車は有用だが
既存保険では，高齢者（70才以上）は加入できないプランあり。

想定される自転車賠償責任保険の対象

■ 保険の対象者



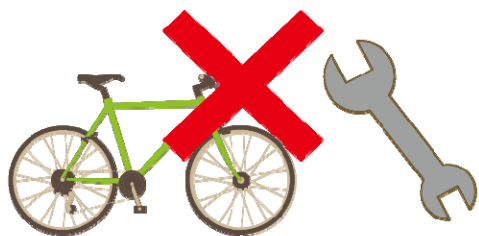
例) 買い物中に歩行者に衝突



例) 通勤・通学中に歩行者と衝突



① 市民などの個人向け保険



例) 事業者の瑕疵による
自転車事故
(ブレーキ整備不良など)



例) 従業員が業務中に
バイクと衝突



② 事業者向け保険



例) 借主が観光中に歩行者と衝突



③ レンタサイクル事業者向け保険

3.各都道府県の事例



京都市 | 京都市自転車安心安全条例

京都市 京都市自転車安心安全条例

条例施行	H22.12
加入義務付け	△
保険整備	×

○対象者：市内の自転車利用者，自転車貸付業者

■概要

■本市の責務

- ・自転車損害保険等への加入勧奨と継続的な加入促進

■自転車利用者の責務

- ・自転車損害保険等の加入に係る努力義務

■関係事業者の拡大

- ・自転車小売業者(中古販売業者含む)：購入者への自転車損害保険に係る情報提供及び加入勧奨
- ・自転車貸付業者：貸出自転車への自転車損害保険等の加入に係る努力義務

■その他

■京都・新自転車計画(平成27年3月策定)に自転車向け保険の加入義務化を記載





京都府 | 自転車の安全な利用の促進に関する条例

京都府 自転車の安全な利用の促進に関する条例

条例施行	H19.10
加入義務付け	△
保険整備	×

○対象者：府内の自転車利用者

■ 概要

■ 府の責務

自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じる

■ 自転車利用者の責務

自転車利用者への自転車損害保険等の加入に係る努力義務規定

■ その他

■ 今年度、現行の自転車安全利用促進計画を見直し予定

中間案では、自転車事故に備えた保険の加入促進及び加入率の目標（平成32年までに80%）を記載

自転車保険に関する先進事例 1 | 兵庫県

兵庫県

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

条例施行

H27.4
(保険規定のみH27.10)

全国初

加入義務付け

○

保険整備

○



○対象者: 県内の自転車利用者 (未成年の場合は保護者), 事業者

○罰則: なし

○自転車利用者 (未成年の場合は保護者), 事業者への自転車損害賠償保険等の加入義務化

○県から兵庫県交通安全協会に自転車を対象とした安価な保険の開発を依頼

○同協会により, 個人**最低1,000円**で加入できる自転車損害賠償保険を整備

○事業者用及びレンタサイクル事業者用に安価な施設賠償保険を整備

■概要

	賠償責任補償		示談 交渉	後遺 障害	年齢 制限	費用	傷害補償	
	対象	補償額					対象	補償額
Aプラン	家族	5,000万円	○	制限無	無	1,000円	なし	
Bプラン	家族	1 億円	○	制限無	無	2,000円	本人のみ	死亡・後遺障害 1,000万円 入院 2,000円/日
Cプラン	家族	1 億円	○	制限無	無	3,000円	家族全員	死亡・後遺障害 1,000万円 (家族は750万円) 入院 2,000円/日

■その他

○協会の保険加入者6.7万人(H27.12.15現在)

自転車保険に関する先進事例 2 | 横浜市



保険関連

横浜市

条例施行

—

加入義務付け

—

保険整備

△

■ 概要

■ 平成27年8月に損害保険ジャパン日本興亜株式会社との協定締結

○自転車交通事故発生時のセーフティーネットの構築

- ・自転車保険加入に向けた周知・啓発
- ・横浜市民の利用しやすい自転車保険商品などの提供

○市民の交通安全とリスク管理に資するデータ分析・資料提供

○交通安全啓発活動や交通安全教育に関わる各種取組

■ その他

■ 来年度、横浜市自転車総合計画を策定予定

素案では、自転車保険の加入推奨に向けた周知・啓発を記載



横浜市政会館 資料

平成 27 年 8 月 14 日
道路局 交通安全・設置自転車課

横浜市民を「自転車の交通事故から守るための取組強化に向けた協定を締結します！！」

自転車は手軽で便利な乗り物として、また健康的で運動にもやさしい乗り物としてニーズが高まっていますが、一方で交通规则や運転マナーの浸透が大きな課題となっており、現在横浜市では、「自転車乗車を正しく使ってもらいながら快適に過ごせるまち」を目指して「横浜市自転車総合計画」の策定を進めています。

この取組の一環として、横浜市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社は「市民の交通安全とリスク管理に関わる取組強化に関する協定」を締結することとなりました。

協定により、自転車事故発生時のセーフティーネットの構築や、市民の交通安全に関わる啓発活動などを通じて、市民の日常生活における安心と安全の向上を図ります。

○ 協定締結式

- 1 日時 平成27年8月25日（水）14：00～
- 2 会場 横浜市道路局長室（真田町四丁目）
- 3 出席者（予定） 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 専務執行役員 神田 康彦 横山 貴弘
横浜市道路局長 手塚 文雄

※当日取材していただける場合は、会場に連絡をお願いします。

1 協定締結の経緯
「横浜市自転車総合計画」策定に係る取組に資する目的で損害保険ジャパン日本興亜株式会社から、今年6月に本市の「自転車フロント」を通じて、市民の交通安全とリスク管理に関する協議、協力について協議がありました。

2 協定の目的
相互に連携し協力を行い、安全管理体制の構築に向けた情報提供や取組強化などの各種取組を通じて、市民の日常生活における安心と安全の向上を図ることを目的とします。

- 3 協定の主な内容
- (1) 自転車交通事故発生時のセーフティーネットの構築
 - ・自転車保険加入に向けた周知・啓発
 - ・横浜市民の利用しやすい自転車保険商品などの提供
 - (2) 市が実施する交通安全事業や道路管理上のリスク管理に関する各種データ分析、資料の提供
 - ・保有する交通事故データを元にした分析結果の提供
 - ・道路の安全管理に関する賠償事例や事故発生時の対応に関する情報の提供
 - (3) 交通安全啓発活動や交通安全教育に関わる各種取組
 - ・交通安全啓発員への情報提供 など

※ 裏面あり

自転車保険に関する先進事例 3 | 大阪府

大阪府 大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）案	
条例施行	H28. 4（予定） （保険規定のみH28. 7（予定））
加入義務付け	○（△） （事業者・自転車貸付業者は努力義務）
保険整備	調整中



○対象者：府内の自転車利用者（未成年の場合は保護者）、事業者、自転車貸付業者

○罰則：なし

■ 概要

■ 自転車利用者の責務

【自転車利用者】自転車損害賠償保険等に参加（義務化）

【保護者】未成年者が自転車を利用する場合、
自転車損害賠償保険等に参加（義務化）

■ 事業者の責務

事業活動で従業者に自転車を利用させるときは、
自転車損害賠償保険等の加入に努める

■ 自転車貸付業者

自転車の借受者に対して、自転車損害賠償保険等を
付帯した自転車を貸し付けるよう努める

■ その他

■ 自転車小売業者

自転車購入者に保険等の加入の有無を確認するよう努める
加入が確認できない場合、加入に関する情報提供をするよう努める

■ 府、交通安全団体等

自転車損害賠償保険等の加入に関する情報の提供に努める

○平成28年2月議会に条例案を提案予定。（現在パブリックコメント実施中。）

自転車保険に関する先進事例 4 | 滋賀県

滋賀県 滋賀県自転車の安全で適正な利用の 促進に関する条例（案）	
条例施行	公布の日 (保険規定のみH28.10予定)
加入義務付け	○
保険整備	調整中

○対象者：県内の自転車利用者のみ（第3者により加入措置を講じられている場合除く）

○罰則：なし

■ 概要

■ 自転車利用者の責務

自転車利用者への自転車損害賠償保険等の加入に係る義務規定

■ 県の責務

自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じる

■ その他

○議員提案（自民党）により条例化を検討中（現在パブリックコメント実施中）。



検討事項①

【国】自転車は，自動車，自動二輪車，原付と違い，強制加入の自賠責制度がない。

【京都市】条例に自転車利用者への努力義務規定あり。

計画に自転車向け保険の加入義務化を記載。

検討事項1 自転車保険の方向性

○現在，市下においては，自転車利用者及び自転車貸付業者に対して自転車損害保険への加入の努力義務規定がある。

○市内の自転車保険への加入率：26.2%（平成26年度市民アンケート調査）

手法					
	努力義務化	努力義務化＋一部義務化	義務化	義務化＋一部罰則	義務化＋罰則
概要	現行のまま	・原則は努力義務化 ・一部の特定の対象に義務を課す。 対象は通勤者（事業者）・通学者（学校） 及び業務で自転車を利用する企業など （レンタサイクル事業者，宅配業者等）	・保険加入の確認が困難のため， 罰則適用なし（≡努力義務化）	・原則は罰則なし ・一部の特定の対象に罰則を設ける。 例）市立学校の通学者は， 保険加入をしていない場合 自転車通学不可など	・全体に罰則を設ける 場合，保険加入の確認 手法の確立が必要。
他都市事例	京都府等	なし	兵庫県 大阪府（予定） 滋賀県（予定） ※罰則適用なし	なし	なし

課題：

低所得者への対応
保険加入の確認 など



検討事項②

検討事項2 自転車保険の整備の方向性

<整備の方向性>

- 民間の保険商品が充実している中、民間保険の活用を検討すべきか
- 民間の保険商品の不備（示談交渉なし、年齢制限など）への対応が必要か など

<保険の対象>

- 市民一般（個人）向けだけか
- 事業者やレンタサイクル向けまでを対象にすべきか など

検討事項3 関連施策との連携

- 教育施策と保険の方向性をどう連携して進めていくか
- 観光施策と保険の方向性をどう連携して進めていくか

課題：

急増する外国人観光客への対応 など